

事 務 連 絡  
令和4年2月16日

都道府県薬剤師会 担当事務局 御中

日 本 薬 剤 師 会  
医 薬 ・ 保 険 課

**薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業  
(令和3年度補正予算) について (情報提供)**

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年12月に成立した政府の令和3年度補正予算において、薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業に係る予算が措置されていることについては、令和3年12月28日付け日薬業発第365号、また事務レベルの情報提供によりお知らせしておりましたところですが、本件につきましては、近日中に都道府県薬剤師会へ実施要綱が送付される見込みです。

令和3年度補正予算により新たに実施される事業は、現在実施されている「薬局における薬剤交付支援事業」の支援対象が2月末までとなることに鑑み、3月以降も補正予算を活用して切れ目なく支援が行えるよう予定されているところです。

但し、令和3年度補正予算においては「新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者に対し、薬局から患者宅等に迅速かつ適切に薬剤を配送する場合の配送料を支援する」ことを目的として予算が計上されていることから、新たな事業における支援の対象は「新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者」、であり、かつ「配送料」に限定されること、また、薬剤師が届けた場合については、所定の調剤報酬点数が算定できることから、支援の対象とされない見込みであります。

なお、これまで、当該事業により「0410 事務連絡」に基づく電話等による服薬指導の実施実績（0410 対応、Cov 自宅、Cov 宿泊の実施実績）の把握が行われておりましたところ、この点については新たに実施される事業においても継続となる予定です。

厚生労働省より貴会宛実施要項が発出され次第お知らせする予定ですので、貴会でのご対応について予めご準備いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。なお、情報は現時点のものであり、変更があり得ることをご了承ください。

## 令和4年3月以降の薬剤交付支援事業について（現時点における情報の整理）

現在実施されている薬剤交付支援事業は、令和4年2月配送分までが支援の対象となっておりますが、令和4年3月以降も政府の令和3年度補正予算を活用して切れ目なく支援が行えるよう予定されているところですのでお知らせいたします。

	現行事業	新たに実施される事業 (令和3年度補正予算による事業)
対象期間	・令和4年2月配送分まで	・令和4年3月配送分以降
対象者・補助額	・0410 対応（薬剤の配送に要した費用のうち、100円を差し引いた額） ・Cov 宿泊、Cov 自宅（薬剤の配送に要した費用の全額）	・新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者（薬剤の配送に要した費用）
対象経費	・患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料 ・ <u>薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費</u>	・患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料 ・ <u>薬局の従事者（※1）が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費</u>
実施実績の報告	・0410 対応、Cov 宿泊、Cov 自宅の実績を薬局から都道府県薬剤師会に報告	・同左（変更なし）

※1：薬剤師が患者宅等に薬剤を届けた場合、以下の点数が算定できることから、新たに実施される事業においては支援の対象外。

【令和3年9月28日、厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」より】

（問16：答）保険薬局において、自宅・宿泊療養を行っている者に対して発行された処方箋（備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されているものに限る。）に基づき、調剤を実施する場合において、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が当該患者に緊急に薬剤を配送した上で、当該患者の療養している場所において、当該患者に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1（500点）を算定できる。

また、上記の患者に緊急に薬剤を配送した場合であって、対面による服薬指導を実施する代わりに、当該患者に対して、緊急に電話や情報通信機器（以下「電話等」という。）を用いた服薬指導を実施した場合又は当該患者の家族等に対して、緊急に対面若しくは電話等による服薬指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2（200点）を算定できる。

なお、この場合、薬剤服用歴管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料等は併算定できない。

この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。